

11月は

児童虐待防止 推進月間です!



「オレンジリボン」は
子ども虐待防止の
シンボルマークです。

子育て + プラス

vol. 14

児童虐待は特別な家庭の問題ではありません。
誰にでも、どの家庭でも起こる可能性があります。
いち早く発見し、子どもたちを守るために、地域で見守ることが大切です。

匿名でも電話ができます。
おかしいと感じたら
迷わず児童相談所へ
連絡しましょう!

気づいてください、虐待のサイン!

子どもが発するサイン

- 服装や身体が汚れていたり、季節に合わない服装が多い
- 夜遅くまで外出したり、帰宅をしがる
- 笑顔が少なく表情が乏しい など

保護者が発するサイン

- 子どもを家に残して頻りに外出する
- 周囲との交流が少なく孤立している
- 子どもの話題に無関心 など



児童虐待に関する情報、子どもの成長・しつけなどのさまざまな相談・心配事について

児童相談所

県中央こども家庭相談センター ☎0742-26-3788

県高田こども家庭相談センター ☎0745-22-6079

児童相談所全国共通ダイヤル
※お近くの児童相談所につながります



時 平日9時～17時(祝日・年末年始を除く) 面談は要予約

※児童虐待等、緊急相談・通報は、県中央こども家庭相談センターで24時間受付

189

奈良くらし手帳 vol. 44

生活に密着したくらしに役立つ情報をわかりやすくご紹介

こんな相談が増えています

- 広告を見て初回価格が格安の「お試しダイエットサプリメント」を注文したが、知らないうちに定期購入になっていた。
- 「絶対にもうかる、簡単に稼げる」と勧められ、ノウハウなどの情報を購入したが、思うように稼げない。
- SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘導された。

SNSの利用で 注意すること

- SNSに表示される広告はしっかりと確認しましょう。
- SNSで知り合った相手の書き込み内容などを、うのみにしないようにしましょう。
- SNSに情報を登録・掲載する際は、その内容をよく確認・検討しましょう。

トラブルにあわないために!

- 軽い気持ちで契約しない
- うまい話にとびつかない
- 契約をせかす者は相手にしない
- 安易に借金をしてまで契約しない

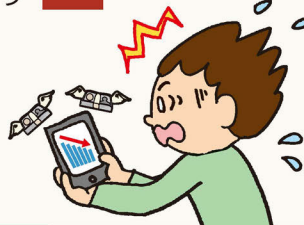
契約する前によく考えましょう!
強引な勧誘は勇気を出して断りましょう!

困った時は
相談窓口へ
消費者ホットライン
188

☎ 県消費生活センター ☎0742-36-0931 FAX 0742-32-2686

☎ 県消費生活センター 中南和相談所 ☎0745-22-0931 FAX 0745-22-4999

🌐 www.pref.nara.jp/18502.htm



SNSをきっかけとした 消費者トラブルに注意!